

2024年版  
ユーキャンのケアマネジャー これだけ！一問一答

法改正等に伴う変更のお知らせ

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、法改正等に伴い、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。

なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

■ 「第18版 第1刷（2024年1月19日）」をお持ちの方

該当頁・箇所	変更前	変更後	変更日		
<b>改正趣旨</b> 介護老人保健施設および介護医療院が訪問リハビリテーションのみなし指定対象となりました			2024.6.28		
P51/A111/1行目	介護老人保健施設は、短期入所療養介護、通所リハビリテーション～	介護老人保健施設は、短期入所療養介護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション～			
P160/重要ポイントまとめてCHECK!! / ●介護保険の医療サービス	<table border="1"> <tr> <td>介護老人保健施設・ 介護医療院</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所療養介護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・介護予防短期入所療養介護</li> <li>・介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>・介護予防通所リハビリテーション</li> </ul> </td> </tr> </table>		介護老人保健施設・ 介護医療院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所療養介護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・介護予防短期入所療養介護</li> <li>・介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>・介護予防通所リハビリテーション</li> </ul>	
介護老人保健施設・ 介護医療院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所療養介護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・介護予防短期入所療養介護</li> <li>・介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>・介護予防通所リハビリテーション</li> </ul>				
<b>改正趣旨</b> 例外的に介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）の利用が認められる要介護者（継続利用要介護者）の範囲が広がりました					
P61/A138/2行目	～ただし、認定前から補助により実施される介護予防・生活支援サービス事業を利用していた者～	～ただし、認定前から従来の介護予防訪問介護・介護予防通所介護相当サービス、短期集中予防サービスを除く介護予防・生活支援サービス事業を利用していた者～			
<b>改正趣旨</b> 第1号被保険者の保険料率が原則9段階から原則13段階になりました					
P68/Q161	第1号被保険者の所得段階別定額保険料は、原則として9段階に設定されている。	第1号被保険者の所得段階別定額保険料は、原則として13段階に設定されている。			
P69/A161/1行目	市町村は、条例に定めるところにより、9段階の所得段階を～	市町村は、条例に定めるところにより、13段階の所得段階を～			
<b>改正趣旨</b> 居宅介護支援費の基本報酬における取り扱い件数との整合性を図るため、常勤の介護支援専門員の人員配置基準が見直されました。また、新たな減算が追加されました					
P77 /A176/2行目	～利用者35人またはその端数を増すごとに増員するが～	～利用者44人（ケアブランドデータ連携システムを活用し、かつ事務職員を配置している場合は49人）またはその端数を増すごとに増員するが～			
P82/重要ポイントまとめてCHECK!!	<p>※「●居宅介護支援の介護報酬」の表「減算」に下記を追加</p> <p>③同一建物などに居住する利用者の減算</p> <p>④高齢者虐待防止措置未実施減算</p> <p>⑤業務継続計画未策定減算</p>				

<b>改正趣旨</b> 居宅介護支援・介護予防支援において、一定の条件下でテレビ電話装置等を活用したモニタリング（オンラインモニタリング）が可能となりました		
P83／重要ポイントまとめてCHECK!! ／ 表内／モニタリングの実施	※最終行に以下を追加 <u>(利用者の同意、サービス担当者会議等での合意があり、少なくとも2か月に1回訪問する場合は、利用者宅を訪問しない月においてテレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことも可能)</u>	
P89／Q214	モニタリングでは、少なくともサービス提供開始月の翌月から3か月に1回およびサービス評価期間終了月、～	モニタリングでは、少なくともサービス提供開始月の翌月から3か月に1回 <u>の訪問面接</u> （一定の要件を満たし、少なくとも6か月に1回訪問する場合は、 <u>テレビ電話装置等を活用した面接も可能</u> ）およびサービス評価期間終了月、～
<b>改正趣旨</b> 介護予防通所リハビリテーションにおいて、事業所評価加算が廃止となりました		
P166／Q411	削除 ※A411の内容は変更ありません。	
<b>改正趣旨</b> 介護保険施設において緊急時に常時対応できる、一定の要件を満たす協力医療機関を定めることとなりました (2027〔令和9〕年3月31日までは努力義務)		
P172／Q433	～施設では必要な医療の提供が困難になった場合には、 <u>協力病院</u> への入院などの～	～施設では必要な医療の提供が困難になった場合には、 <u>協力医療機関</u> への入院などの～
P173／A433	～入所者の病状の急変などに備え、あらかじめ <u>協力病院</u> を～	～入所者の病状の急変などに備え、あらかじめ <u>一定の要件を満たす協力医療機関</u> を～
P218／Q552	入院治療を必要とする入所者のため、 <u>協力病院</u> を～	入院治療を必要とする入所者のため、 <u>一定の要件を満たす協力医療機関</u> を～
<b>改正趣旨</b> 一部の福祉用具について、貸与か販売かの選択制が導入されました		
P203／A510	工事を伴わないスロープが、福祉用具貸与の給付対象である。手すりも～	工事を伴わないスロープが、福祉用具貸与の給付対象である。 <u>このうち固定用スロープは特定福祉用具販売の対象にもなる。</u> 手すりも～
P204／重要ポイントまとめてCHECK!! ／ ●特定福祉用具販売	※下記の種目を追加 <u>○スロープ（固定用スロープ）</u> <u>○歩行器（歩行車を除く）</u> <u>○歩行補助杖（松葉杖を除く）</u>	